



熊本県医師修学資金貸与医師 知事指定病院等での勤務期間中における 出産・子育て時の義務年限の取り扱いについて



昨今、熊本県医師修学資金貸与医師の中でも、子育てをしながら地域の医療機関で勤務する方が増加してきており、出産・子育て時に休暇を取得したり短時間勤務を行ったりする際の義務年限の取り扱いについて、お問い合わせをいただく機会が増えました。

このため、お問い合わせの多い内容を中心に制度を取りまとめましたので、仕事と子育ての両立に関する不安や悩みの解消に役立てていただければと思います。

熊本県（医療政策課）及び熊本県地域医療支援機構では、熊本県医師修学資金貸与医師の皆さんの疑問や悩みの解決、キャリア形成についての支援をしていますので、何かあったらいつでもご相談ください。

2022年12月 熊本県医療政策課・熊本県地域医療支援機構

制度一覧まとめ

制度		義務年限算入
1	産前・産後休暇	○
2	育児休業	×
3-1	短時間勤務（6時間以上勤務）	○（そのまま算入）
3-2	育児短時間勤務（6時間未満勤務）	○（勤務した時間に応じて算入）

○ 妊娠した場合



- 妊娠が判明した際は、その後のサポートについて検討・調整する必要がありますので、勤務先医療機関はもちろん、所属する医局や県及び地域医療支援機構に早めに相談されるよう、お願いします。
- また、出産に向けて、産婦人科の定期受診や母子手帳の交付手続き等についてもご留意ください。

1 出産前後に産前・産後休暇を取得する場合



- 労働基準法第65条第1項又は第2項の規定により知事指定病院等で勤務しなかったとき（いわゆる「産前・産後休暇」を取得した場合）は、その期間は義務年限の償還期間に算入されます。

※ 産前・産後休暇の取得に関する詳細は、その時点での勤務先医療機関に確認してください。

【取得期間例】 産前6週間又は8週間（多胎の場合は14週間）、
産後8週間 等

2 育児休業を取得する場合



- 育児休業を取得する場合は、その休業期間は、知事指定病院等医師業務に継続して従事したものとみなしますが、義務年限の償還期間には算入されません（義務の一時中断となります）。そのため、当該期間分、義務年限の満了が後ろ倒しになります。

※育児休業の取得に関する詳細は、その時点での勤務先医療機関に確認してください。

【取得期間例】（公務員：公立医療機関勤務）子が3歳に達するまで、
（その他）子が1歳に達するまで 等

- 育児休業を取得し、義務を一時中断する場合、県が定める様式に従い、届け出が必要となります。義務年限の償還期間の算定に関係するため、必ず事前に、県及び地域医療支援機構に連絡してください。

〈算定方法〉

- (1) 育児休業の開始の日の属する月から、終了の日の属する月までの月数を、義務履行期間から控除する。
- (2) ただし、育児休業の開始の日と終了の日が同じ月に属する場合は、その月は義務年限に算入する。

※ なお、育児休業を義務年限最終月の途中から取得する場合は、1か月間勤務したこととみなす。

〈参考事例〉

事例等	義務年限に算入する期間の考え方
10/12まで産前・産後休暇を取得後、10/13から12/17まで育児休業を取得した場合	上記算定方法（1）に基づき、10月、11月、12月の3か月を義務履行期間から控除する。 ⇒ 義務年限の満了が3か月後ろ倒しとなる。
10/12まで産前・産後休暇を取得後、10/13から10/28まで育児休業を取得した場合	上記算定方法（2）に基づき、10月は義務年限に算入する。 ⇒ 義務年限に影響なし。

3 育児のために短時間勤務を行う場合



- 以下に示すルールに基づき、義務年限の償還期間として算入する期間が算出されます。

〈パターン1：1日6時間以上勤務する場合〉

- 「育児時間（部分休業）」（公務員：公立医療機関勤務）や「短時間勤務」等を利用し、フルタイムの所定労働時間を原則6時間に短縮し、1日6時間（以上）勤務を行う場合は、その期間は通常どおり義務年限の償還期間に算入されます。

※ 育児時間（部分休業）、短時間勤務等に関する取得要件等の詳細は、その時点での勤務先医療機関に確認してください。

【取得期間例】

（公務員：公立医療機関勤務）子が小学校就学の始期に達するまで

（その他）3歳に満たない子

等

〈パターン2：1日6時間未満で勤務する場合〉

- 「育児短時間勤務」（公務員：公立医療機関勤務）等により、1日6時間未満の勤務時間で短時間勤務を行う場合は、勤務した時間に応じて義務年限の償還期間に算入されます。

※ 育児短時間勤務に関する取得要件等の詳細は、その時点での勤務先医療機関に確認してください。

【取得期間例】

（公務員：公立医療機関勤務）子が小学校就学の始期に達するまで 等

- 1日6時間未満の短時間勤務を希望する場合は、必ず事前に、県及び地域医療支援機構に相談してください。

〈算定方法〉

- (1) 短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とする。
- (2) 前号に基づいて算出した月数に1か月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
- (3) 短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1か月短時間勤務したものとみなす。
- (4) 育児休業期間が満了した日の翌日から短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中である時は、当該日の属する月は、義務年限に算入しない。

〈参考事例〉

事例等	義務年限に算入する期間の考え方
4/1 から 9/30 まで短時間勤務（週 19 時間 35 分）を 6 か月した場合 ※週 19 時間 35 分は、1 日 3 時間 5 5 分の勤務。	上記算定方法（1）及び（2）に基づき 6 か月×週 19 時間 35 分／週 38 時間 45 分 ＝3.03 か月÷4 か月（1 か月未満の端数は切り上げ） ※週 38 時間 45 分は、通常の勤務時間数が 1 日 7 時間 45 分の場合。
4/13 から 9/6 まで短時間勤務（週 19 時間 35 分）をした場合 ※短時間勤務の開始日または終了日が月の途中の場合	上記算定方法（3）に基づき、短時間勤務の開始日または終了日が月の途中である場合は、当該月は 1 か月短時間勤務したものとみなす。 6 か月×週 19 時間 35 分／週 38 時間 45 分 ＝3.03 か月÷4 か月（1 か月未満の端数は切り上げ）

<p>① 育児休業 10/11～4/12 まで取得</p> <p>② 続けて、短時間勤務（週 19 時間 35 分） 4/13～9/6 までした場合</p> <p>※育児休業期間が満了した日の翌日から短時間勤務をした場合</p>	<p>上記算定方法（4）に基づき、育児休業期間が満了した日の翌日から短時間勤務をした場合に、当該日が月の途中である時は、当該日の属する月は業務従事期間に算入しないため、4 月は義務外となる。</p> <p>また、上記算定方法（3）に基づき、9 月は 1 か月短時間勤務したものとみなし、5 か月×週 19 時間 35 分/週 38 時間 45 分 =2.5 か月÷3 か月（1 か月未満の端数は切り上げ）</p>
--	--

育児休業や 1 日 6 時間未満の短時間勤務を行う期間のほか、後期研修や大学院への進学期間を合わせて、概ね 15 年間以内でなるべく早期のうちに義務年限を満了するようにしてください。

【参考：関係法令】

○熊本県医師修学資金貸与条例（抜粋）
（返還債務の当然免除）

第 7 条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部を免除するものとする。

(1) 医師の免許取得後直ちに臨床研修（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修のうち、知事が指定する病院が行う臨床研修に限る。以下同じ。）に継続して従事しその修了後直ちに指定病院等における医師の業務（以下「指定病院等医師業務」という。）に継続して従事する場合において、当該臨床研修及び当該指定病院等医師業務への従事期間が修学資金の貸与を受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間（大学に編入学若しくは転入学した後に被貸与者となった者又は大学に入学（編入学及び転入学を除く。）後 1 年を経過した後に被貸与者となった者にあつては、修学資金の貸与を受けた期間に 3 年を加えた期間）に達したとき。

(2) 略

2 略

3 被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合における第 1 項第 1 号及び次条の規定の適用については、当該被貸与者は、その従事できなかった期間中、当該臨床研修又は当該指定病院等医師業務に継続して従事したものとみなす。ただし、当該期間は、第 1 項第 1 号に規定する臨床研修及び指定病院等医師業務への従事期間には算入しないものとする。

(1) 医学を履修する課程を有する大学院（学校教育法第 97 条に規定する大学院をいう。）への進学、傷病、災害その他やむを得ない事由により臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかったとき。

○熊本県医師修学資金貸与条例施行規則（抜粋）
（業務従事期間の計算等）

第8条

1～3 略

- 4 業務従事期間中に条例第7条第3項各号に規定する事由により臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間があるときは、業務従事期間から、当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の開始の日の属する月から当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の終了の日の属する月までの月数を控除する。ただし、当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の開始の日と当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の終了の日が同じ月に属する場合は、この限りでない。
- 5 前項本文の規定にかかわらず、同項に規定する臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の終了の日の属する月において再び臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間が開始したときは、その月を1月として業務従事期間から控除するものとする。

○熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱（抜粋）
（産前産後休暇）

第8条 貸与医師が指定病院等に勤務する場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかったときは、その期間は条例第7条第1項第1号に規定する指定病院等医師業務への従事期間（以下「業務従事期間」という。）に算入する。

（やむを得ない事由）

第9条 条例第7条第3項第1号に規定するやむを得ない事由には次のものが該当する。

- （1）貸与医師が指定病院等に勤務する場合において、指定病院等で育児休業を取得する場合の当該休業期間。

（育児短時間勤務）

第10条 貸与医師が指定病院等に勤務する場合において、育児のために短時間勤務（1日の労働時間が6時間未満の勤務をいう。）を行ったときは、次の各号により算出した月数を業務従事期間に算入する。

- （1）短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数を算出する。
- （2）前号に基づいて算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
- （3）短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月短時間勤務したものとみなす。
- （4）育児休業期間が満了した日の翌日から短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中である時は、当該日の属する月は業務従事期間に算入しない。